

パレット健康保険組合
理事長 辻 祥雅



組合規約の一部変更に関する公告

パレット健康保険組合規約の一部変更について、関東信越厚生局より承認されましたので下記の通り公告いたします。

記

次期総選挙から規約の一部を次のように改正する。

(理事の定数)

第 26 条 この組合の理事の定数は、10 人とする。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第 28 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長および監事の定数を超えない場合は、この限りではない。

2 前各項定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

次期総選挙から理事及び理事長選挙執行規程の一部を次のように制定する。

(立候補の届出等)

第 6 条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程別記第 2 号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。

2 第 2 条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうと

する者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。

- 3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。
- 4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。

(無投票当選)

第12条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

- 2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

以上